

# 「冤罪と誤判」 前坂俊之著 田畑書店 (1982年5月刊)

(このドキュメントは 1982年5月に「田畑書店」から出版したものです。

裁判員制度が2009年5月から始まりますが、約30年前の「日本の刑事裁判の現状はどうであったのか」、「なぜ、死刑冤罪事件が多発していたのか」を当時、新聞記者として、警察、検察、裁判所を回りながら、具体的な冤罪のケースにふれながら、その問題点を考えたものです。

内容的には確かに古くなってはいますが、現在も冤罪を再生産していく構造は余り変わっていません。その点で、旧版のままで、裁判員になった皆さんの参考になればと公開いたしました。差別用語、その他で不穏当な部分もありますが、原文のままで掲載しています。)

## 4. 拷問と自白

### 1 拷問はなくなったか

拷問というと一般の人々は、江戸時代の拷問刑罰や戦前、戦中の特高警察の残虐な拷問を思いうかべるだろう。だが今日、拷問はすでに過去の遺物と化したといえるだろうか。警察の取調べのなかから拷問は姿を消したのだろうか。

この問題を考える上で、興味深い対談がある。アメリカで警察の暴力や拷問の事実をあばき、一九七八年度のビューリッツア賞を受賞したフィラデルフィア・インクワリア紙のジョナサン・ニューマン氏と、弘前大学教授夫人殺しの再審裁判を追い、その報道で同じく七八年度新聞協会賞、菊池寛賞を受賞した読売新聞の井上安正氏の「事実を報道することの意味」（『潮』一九七九年二月号）である。

ニューマン氏は、市民が警察を信頼し、警察による違法行為が時たま報道されても、それはあくまで例外的な出来ごとだと考えているのに、じつは警察では、違法行為が日常的に行われているということに驚き、それが動機となり、警察暴力の取材を始めた。一般の人々には拷問の実態が知らされていない、という正義感から彼は執拗に取材をつづけた。その結果、彼が調査した四三三件の殺人事件のうち、なんと八〇件に、被疑者が不当に自白を強要されたり、違法な取調べが行われたと、裁判官が判断を下していたことが判明した。暴行、拷問による自白の強要が全体の約二〇%にのぼるわけで、民主主義を標榜するアメリカの病根の一つが浮きぼりにされたわけである。

アメリカの警察の暴行や拷問はどんなものか。

ニューマン氏によると、被疑者の頭の上に電話帳を載せておいて、それを思いきり棍棒でぶつ叩く。殴った痕はのこらず、しかも非常な打撃を与えることができるという。また、壁際に背中を向けて立たせておいて、棍棒で殴ったり、蹴ったりするのはごく日常的で、容疑者の睾丸をひねりあげたり、タバコの火を腕や胸に押しつけるといった、戦前のわが国の特高顔負けの取調べがまかり通っているのだ。

興味深いのは、ニューマン氏のこのショッキングな報告にたいする井上氏の反応である。井上氏は「信じられない」と驚いて、次のように述べている。

「弘前大学教授夫人殺しも一九四九年の夏ですから、新しい法律（現行の刑法）が施行された直後ということで、取調べのなかである種の拷問に近いような状態も確かにあった。……今の警察は取調べの方法についてはものすごく神

経を使っている。というのは、現場の一人ひとりの捜査官が、ここで無理をすると苦労して割り出した犯人でも裁判でひっくり返る可能性がでてくるということで、とくに殺人とか強盗とかを担当している刑事は、職業的にそういう敏感さ、過敏さみたいなものがあるんですね。……すくなくとも殺人課、日本であれば捜査一課で拷問させるというのは、昭和三十年代以降はほとんどなくなっているんじゃないかとぼくは思う」(太字引用者)

井上氏が日本の警察を熟知し、人権感覚に富んだ良心的な新聞記者であることはまちがいない。しかし、昭和三十年代以降に日本の警察の取調べから拷問がなくなったというのは事実だろうか。そうではあるまい。昭和三十年代以降の事件を丹念に洗っていけば、相変らず拷問による自白を強要した冤罪事件は尽きることなく現在もつづいているのだ。

確かに、戦前の警察でのような、傍若無人の暴行や拷問は影をひそめた。しかし、それだけより巧妙な拷問や陰湿な自白強要はいつそう強まっているとあってよい。自白を中心にした捜査の体質は、いっこうに変わっていないのである。井上氏のような記者さえ、こうした拷問の実態を知らず、したがってこれを告発しないという土壌こそが、それらをはびこらせているのである。

例えば最近では、ポリグラフ検査のところでもちょっとふれた次のようなケースがある。背椎カリエスで手術をうけ、歩行も困難な身体障害者を強盗殺人容疑者として逮捕し、何日間にもわたって畳に正座させて取調べた。体の不自由な人間にとって、長時間にわたる正座を強要されることがどんなに苦痛かはいうまでもない。殴ったり蹴ったりしなくても、これはあきらかな拷問である。

この事件は一九七五年(昭 50)四月二日、三重県四日市市室山町の道路上に駐車中の軽トラックの助手席で青果商が殺され、現金八五万円が奪われた強盗殺人事件である。一九七八年(昭 53)五月十二日に津地裁四日市支部で無罪判決が下った。強盗殺人という凶悪事件で第一審が無罪という例はめずらしい。しかも、検察側が証拠として提出した F 被告の供述調書が「任意性、信用性に欠ける」として、すべて却下され、求刑もできなかった。裁判所は拷問と自白強要をはっきり認め、検察側は完敗し、控訴できなかったのである。

警察の取調べがどんなものか。この事例は、被疑者に苦痛を与え、自白を引き出していく捜査が依然として行われていることをはっきり示した。

F さんは五十二歳。二十四歳のとき腰椎カリエスを患い、大手術を受けた。骨移植を行い、腰には約十センチの金属棒が骨の代わりに入っている。右足はくの字に曲がっており、名古屋大学医学部の鑑定では、右股関節の屈曲は三五度、他人が力を貸した場合でも最大限四五度しか動かない。右膝関節も一二〇度以上は無理。

このため、Fさんは正座ができない。無理にしても尻が浮いた状態になり、十分間も続けられない。ヒザや腰から背中にかけて激痛が走る。だから足を前に投げ出して、楽な姿勢で壁にもたれて座らないと苦痛なのである。これとて長時間はできない。

ところが、実際の取調べはどのように行われたのか。逮捕されて三日間は普通の取調室で行われた。「やっていない」と否認すると、四日目からは「機動捜査隊仮眠室」という、他の部屋とは隔離された十二畳の和室に移された。仮眠室なので、昼でも暗い。二つの窓は階段や廊下に面し、天井にはいつも蛍光灯がついていた。

この部屋で、四人以上の刑事が常時一緒になって取調べた。Fさんは体を壁にもたれ、足を前に伸ばし、腰に座布団を当てることは許された。が、体を横にするとか、楽な姿勢はいつさいとらせなかった。

事件が核心にふれると、「俺も正座するから、お前も正座して正直に答えろ」「甘やかしておったら、いい気になって、足を投げ出して凶太い奴じゃ、正座しろ」と怒鳴る。かと思うと、「認めたら楽にさせてやる、横にもさせてやる」と、アメとムチを使い分けた。

Fさんは苦痛に耐え、否認を読けた。しかし、腰から背中にかけて錐で突かれたような激痛が絶えず走った。横にさせてくれとも頼んだ。「何を横着な。それが被疑者の態度か」と刑事は大声で責めた。被害者の写真をFさんの目の前に突きつけ、「正座して、お詫びしろ」と怒る。そのうち、Fさんは体がしびれ、疲労と重なって食欲も減退してきた。とうとう十日目に倒れた。医師は疲労と感冒と診断した。「正座という拷問の苦痛から一刻も早く逃れたい」—その一心から、Fさんは警察の調べに迎合した。

以上の点は、裁判所もはっきりと認めた。検察側の自白調書を中心とする書証の証拠能力を否定し、次のように決定している。

「取調べの内容は、取調官において厳しい言葉や被告人の肩に手をかけてゆすめるような行為をなすというもので、発問の内容も実質的には自白を促すことに終始している」

「被告人は、身体に障害を持ち、畳の上に座る場合には、不安定な座り方しかできないばかりか、その座り方も制約され、また通常人に比し、疲労度は相当大きく、苦痛も伴うものであるが、本部捜査員は、これを熟知しながら、取調べ場所を選んだものであり、かつ被告人から苦痛を訴えられながら、特段の配慮をなした形跡もなければ、右取調べ場所も本件についての全取調べ期間にわたって変更していない」

普通、拷問をなかなか認めようとしない裁判官が、ここでははっきりと認め

たのである。その点では、この事件は異例であり、捜査のあり方にきびしく反省を迫ったといえよう。

身体障害に正座を強いる。拷問にしてはあまりに幼稚な手口であろう。「三重県という田舎警察ですから、こんな事件も起きたという人もあります。これが警視庁だったら、もっとうまくやるんでしょが……」と小出正夫主任弁護士は語る。

「出てから、何でやってもいないことを自白したんか、とよく聴かれるんですわ。しかし、わしが意志が弱かった面もあるが、それだけじゃない。あんなひどい環境でわしの障害を利用して拷問を加え、何が何でも言わせようとするんですから。最初から警察の筋書き通りに私に認めよ、というんです。捜査員が、ここで認めよ、裁判所で真実を晴らせばいいではないかと、そんなことまで言うんですよ……」

無罪になったからといって F さんの怒りがおさまるはずはない。話しながら思い出すのか、F さんは興奮し、取材した私に、やり場のない怒りをぶつけた。

最終的に自白で事件を一件落着かせたいという時、捜査官の自白強要が拷問や暴行に発展することは洋の東西を問わない。田舎警察だからということでもない。アメリカも警視庁も三重県警も同じなのである。

一九七〇年（昭 45）十月に東京都大田区大森で発生した大森勸銀強盗殺人事件。犯人にされた近田才典さんは一九八二年（昭 57）三月十七日、最高裁で無罪が確定したが、近田さんはライフル銃を盗んだ窃盗事件で別件逮捕され、もっぱら本件の勸銀事件を追及されたのであった。近田さんは最初否認したが、暴行を含むきびしい取調べに、ついにウソの自供をしてしまった。

その取調べの実態は、①黙秘していると、耳もとで大声で「顔をあげろ！」と叫んで、手を机の上に打ちつける。髪の毛をつかんで顔を上に向けさせる、②指の間に鉛筆を入れては締めつける、③凶器などの入手先を言わないかといっっては顔を十回位殴りつける、④「お前みたいなヤツは俺が殺してやる。その方が裁判所も喜ぶだろう」といって、両手で首をしめ上げる、⑤お前が黙っていれば、家族は村八分になり、町の商店から何も売ってもらえなくなる一など、拷問、暴行、脅迫を行い、自白をデッチあげたという。（日本読書新聞、一九七九年一月二十二日号）

拷問や暴行、脅迫の事実、いずれも取調室の密室内での出来事なので、被告が証明するのは至難である。取調べに当たった捜査官が口をそろえて拷問を否定するのは当然である。どうしても、水掛け論に終わり、裁判官もなかなか拷問を認めようとしな。ここにあげた二つの事件は、無罪判決ということで、取調べの“無法ぶり”をはっきりと認めたのである。あくまで、これらは氷山

の一角であり、表面にはあらわれない拷問や暴行の事実はもっと多いのである。

ところが、裁判官の一般的な認識は、「悪い奴には少々手荒らなことをしても……」といった考え方なのである。財田川事件で、被告の無実を確信し、裁判官をやめて弁護士になり、『財田川暗黒裁判』を出版した矢野伊吉氏も、「当初、私は、犯人が後になって犯行を否認し、善を装い同情を求めることはよくある常套手段であって、しかも拷問によって自白を強要されたなどというのも、殺人犯が命惜しさからよく使ういいがかりだろうと判断した。谷口（被告）があまりに強情を張るので、少し位は手荒らなことをされたかも知れない。だが、まったく無実なのに死刑になる強盗殺人を自白することがあり得ようか」と思った、と素直な感想を書いている。

これが普通の裁判官の拷問についての考えなのである。それがはっきり無罪判決を下すというのは、取調べの無理をよくよく認めてのことである。

最後に豊橋事件をあげよう。一九七〇年（昭 45）五月、愛知県豊橋市八通町で主婦と子供二人が殺された。強姦致死、殺人、窃盗、放火の凶悪事件である。被告にされた森鉄雄さん一九七四年（昭 49）六月十二日、名古屋地裁豊橋支部は無罪判決を下した。この事件は、森さんが逮捕、起訴された後、愛知県警捜査一課と豊橋署捜査本部は、その捜査が優秀だとして警察庁長官賞を受けた。いわば捜査のやり方の見本というお墨付きをもらったのである。それが第一審で無罪判決になったということは、いいかえれば、デッチあげを警察庁が推奨していたことになる。

無罪判決では「森さんの自白調書は任意性はあるが信用性はない」というのである。しかし、森さんは取調べのなかで殴ったり、蹴ったりされた暴行の事実を訴えており、救援してくれた愛知県警の元刑事に次のような手紙を出している。

「一番最初、鬼武刑事より調べを受けた時より、いきなり、お前は犯人だ、本当の事を言え、と体にこそふれなかったが、大声で怒鳴り、机をたたき、かみつかんばかりの顔でおどされたのです。またある時など、朝八時より夜十一時過ぎまで一日中畳の上にすわらせられ、食事時も解放されず、責められました。そして、この時、初めて青山刑事より太ももをなぐられたり、首すじをたたかれたり、畳へ頭を押えつけられたりされました。

逮捕後は起訴される頃までは、朝七時半頃より夜十一時、十二時という時間まで取調べを受けました。三人または四人の刑事に取り囲まれ調べを受けました。私は、店へ寄ってはいないし犯人ではないというのですが、まだそんな事を言っておるのか、いつまで手数をかけるのだ、お前のほかにどこに犯人がいる、本当の事を言え、早く言えと言って、足ですねをける、太ももをなぐる、

首すじを押えつける、壁に頭を押しつける等、おどし責められました。私は、他人とあらい事をした事がなかったので、あんな恐い目にあつたのは初めてでした。そういう具合に責められて、ぐったりしたところへ、上の人が出て来て、責められて苦しいだろう、早く楽になりなさい、ここまで来たらあきらめるしかないというのでした。そして、やったと言わされるのですが最後まで頑張るべきだと考え、自分は犯人ではないというと、その後の調べがすごかったのです。膝で私の膝をはさみ、寝言を言ってるなと言って、太ももをなぐり、俺達をなめるな、と言って足をけり、壁に頭を押しつける等し、聞く事だけを答えろ、あんまり警察をなめた事を言うなよ、そして馬鹿野郎等と怒鳴り散らされたのです。

またこんなこともありました。鬼武刑事が、我慢しなくても腹が立ったのなら怒ってもよいのだぞ、お前が本当に犯人でないというのなら、これだけ皆に言われて腹も立てず怒らんというのは、お前が犯人で心当りがあるからだ、というめっちゃくちゃな事まで言い出す始末でした。こういうようにおどし責められ、くたくたになったところに上の人必ず来て、あきらめろというのでした。もう何を言っても駄目だと思って、やったと言ったのです」(一九七四年三月八日付)

森さんが自白するまでの経過がよくわかるであろう。殴る・蹴るの暴力で、何を言っても真実は通らないという絶望感に陥れる。暴行はもはや自白する以外にない、という気持ちにさせるための手段である。四日市青果商殺しのように、拷問の苦痛に耐えられず、それから迫れるための自白というより、この場合は、何を言ってもダメだという一種の“あきらめ”からの自白である。

特に、森さんのように滅多に喧嘩や言い争いをしたことのない人にとって、このような取調べはまったくの恐怖であろう。警察の取調室で四、五人で回りを取り囲み、大声で怒鳴り、叫び、机をたたく行為が相手に与える恐怖や苦痛は拷問と変わりはない。平和な時代になり、暴力否定の風土のなかで、取調べられる側は、暴行や苦痛はもちろん、怒声や威かくにも以前よりも弱い体質になっている。ひどい拷問にかけなくても、簡単にウソの自白をしてしまう。拷問も環境に合わせて変化するのである。

以上、捜査の歴史の中で、最後に自白をとる手段として、拷問が連綿と続いていることがわかるだろう。井上氏がいうように、昭和三十年代からは拷問がなくなったところか、現在でも続いているのだ。

しかも、例にあげたのはいずれも殺人事件である。事件の中でも捜査、取調べに細心の注意を払うべき殺人事件で、拷問がまかり通っているということは、他の場合には推して知るべしであろう。

ただ、拷問のやり口は昭和二十年代、三十年代と現在では質的に変化していることは事実だ。昭和二十年代の八海、二俣、幸浦事件などでは、警察の道場や土蔵の中で、気絶するまで全身を殴る・蹴るの拷問をしており、戦前の特高そのままであった。いわば拷問が捜査の主体であったとってよい。

それと比べると、現在の拷問は自白をとる一つの手段で、従的な存在になっている。やり方も四日市の青果商殺しの場合のように、捜査官自らは手を出さず、正座で本人に苦痛を与えるという、巧妙で陰湿なやり方である。大森勸銀や豊橋事件でも、拷問で責め上げて、それだけで自白をとるまでは至っていない。

では、現在の自白を得る最大のキメ手は、いったい何であろうか。それは端的に言って、代用監獄である留置場を基底にした、肉体的、精神的な差別、虐待をテコにした自白強制体制、あるいは装置とってよい。わざわざ批判される拷問などやる必要はない。あらゆる肉体的、精神的な弱みを巧妙に責めたてて、自白へと追い込んでいく。被疑者に自ら自白以外にないのだと悟らせて、自白させていく。そのほうが警察からみて、きわめて賢明な方法であり、被疑者からみれば恐るべき自白強制体制ができあがっているのである。

一般の人にはなかなか理解できないほど、それは巧妙をきわめ、しかも合理的である。この巨大な自白強制体制に管理された冤罪の根を断ち、ウソの自白を防いでいくことが、どんなにむずかしいか一次にその具体的な事実の一つ一つふれてみよう。

## 2 なぜ自白するのか

冤罪事件について、ふつうわれわれが感じる最大の疑問点は、容疑者にされた人間がなぜ自白したのか、という問題である。やってもいないのに、事件について詳細に自白している。まったく事件に関係ないならば、しゃべれるはずがない。事件についてそんなにくわしく述べているということは、なんらかの形で事件に関係していたにちがいない。—こう考えて、「自分は冤罪だ」「何もやっていない」と“無実”を叫ぶ被告人にうさんくさいものを感じる。

実際は犯人なのに、裁判になって無実を急に叫び出したのではないか。

やってもいないのになぜ自白するのか。冤罪の最大の謎はこの点である。

過去の冥事件をふり返ってみると、被告が一度も自白調書をとられないまま起訴されているケースもなくはないが、大半は、警察・検察段階の取調べでいったんは自白し、裁判になってから一転、否認するケースである。警察の取調



べにたいして、やってないものをやりましたと自白する。裁判になって、じつは取調べがきつくて無理やり自白を強要されたが、自分は犯人ではなく無実だ、と主張する。

このような自白のある冤罪事件をどう理解すればよいのか。そのためには、警察の取調べの実態を十分解明しなければ、自白過程は浮かび上がってこない。別件逮捕、拷問、代用監獄、自白強要などの取調べの構造全体が、犯人でもない人間がいつのまにか犯人に仕立て上げられてしまう、裁判官も思わず信用してしまうような、詳細で具体的な自白調書を作り上げるのである。

警視庁の「落としの名人」といわれたある刑事は、「どんな人間だって、そうだな、一日あれば落とせる」と、つねづね新聞記者に豪語していたという。一日というのはオーバーにしても、他の刑事が持て余した被疑者でも、この刑事にかかるといつの間にかカブトを脱いで自白したという。

この刑事の「落とし」の秘密とは何だろうか。それは一般向きには次の言葉に要約できる。

「被疑者を自白させる万能方法は存在しない。それは被疑者の側で否認を通す万能方法は存在しないのと同じである。従って、否認する被疑者の取り調べには、暴力と脅迫以外のあらゆる工夫によって懺悔と更生の道に立ち帰るように説得する熱意が必要である。もはや、それは、人間と人間との対決であり、人格の力であり、尋問の技術の問題ではない。」(出射義夫『任意捜査の限界』)

これは自白を取調べ側から述べたものだが、逆に被疑者からみれば、取調べがこんな生易しいものではあえない。それでも、このなかでは、暴力や脅迫以外のあらゆることが、例えば誘導、甘言、詐術などが、自白を得るためには許される、と堂々宣言されているのである。

だが実際の取調べにおいて暴力や脅迫は排除されているかといえば、そうではない。自白を得るためには拷問、脅迫も含めてあらゆる手段が講ぜられているのである。

やってもないのに、なぜ自白するのか。この冤罪の大きな謎を解くためには、山口県下で起きた“第二の八海事件”として有名な、仁保事件が大いに参考になる。

仁保事件は一九五四年(昭和29)十月二十六日、山口市仁保郷で農業の山根保さん一家六人が皆殺しにされた事件である。一、二審で岡部保被告に、死刑判決があったが、一九七〇年(昭45)七月、最高裁は「自白の信用性に疑いがある」として広島高裁に差し戻し、七二年十二月、広島高裁は十八年ぶりに岡部被告に無罪判決を下した。

この事件が他の事件と異なっているのは、取調べの内容を録音したテープが

検察側から提出されたことである。自白の信用性の証拠として提出されたこの録音テープが、皮肉なことに、警察の自白強要を証明する結果となった。テープは、計三巻。マイクを取調室の机の中に入れて録音した。係官が内容を重複しないように編集しているが、取調べの実態をこれほど克明に記録したケースは冤罪事件でもめずらしい。自白はどうしてつくられていくか。このテープから検討してみよう。(青木英五郎『自白過程の研究』から)

A、Bは山口県警の捜査員。岡部が自白する前の取調べの様態である。

B 話してしまえ、のう、のう、ちゃんと話せよ。のう、そこを話さにや。

A ほいでどうしたの？ (岡部のすすり泣き)

B うん、のう、うん、話しなさい。

A 思い切って話しなさい。

B 手間かけたら、また感慨がそれるからの、今の気持の上で話してしまえ、うん、のう。

岡部 意気地がないのう、おれは。

B 意気地がないから、こういうことになるのう。わしの手の温もりがわかるうが。のう、血が通うとるんじゃ、せいやから君のいうことも、ようわかる。君が思うちよることもようわかる。のう、話しなさい。その先を話さにや。心安らかになれんよ。

B 君にや、のうのう、君にや、まだ良心のほんと、それ程美しい良心がまだあるんじゃ。うん、話してしまいなさい。

岡部 ほあ、話します。

B 話すだろう。わしものう、岡部君の境遇になって、気特になって、のう、涙がわしも貯ちよるんで。のう。涙のない人間じゃない。

A 血もある。涙もある。

B のう、のうや、お話して、全部すがって話してのう。

A よく考えて話しなさい。

岡部 子供のこと思うとります。

A いや、子供のこと心配せんでもええ。そがいなこと心配せんでもええ。ひとつも心配することはない。心配せんでええ。それは任しちよきなさい。

.....

B 話しなさい。話せるのう。

A 話しなさい。ぱっと話しなさい。

B 話せるのう。

A うう。

B そんな意気地のない男じゃなかろう。話そうで。ひと息に、のう。山根

に行ってどうしたんじゃ。うう、話してみい、岡部君、のう、辛いことじゃが話せ。(岡部の泣き声) のうのう、話してみい。

岡部 主任さん、あかんけ。

A うう、何や、どうしてあかんか。なぜあかんか。

B あかんけど、そこを力を入れて話さにや。のう。意気地のないことじゃいけん。で、辛いのはようわかる。(くそっという声が入る。二十五秒間、泣き声)

A 頑張らにや、ここで頑張って話さにや。

B 男じゃろう、男じゃろうが、岡部君はのう。話すのう。

A 話しなさい。うう。岡部君。顔を上げなさい。こちらを向きなさい。顔を上げなさい。顔を上げて一気に話しなさい。(二十秒間、岡部泣きやみ、大きな息づかいの連続)

A どうだ。どうかどうか、手間をとらんというて言いよつただろう。そうそう。肩をずっと張って深呼吸をして、そうして話しなさい。(三十秒間、深呼吸)

B 話してみい、のう。(七秒間、沈黙)

A こっち向きなさい。

岡部 主任さん、あかん。

A なぜあかん、なぜあかん。

岡部 あかん。

A 何があかんか。南無阿弥陀仏で話すんだ。南無阿弥陀仏を、南無阿弥陀仏を話すんだ。ほう、岡部君。

B 話すんじゃ。

A 弱い心じゃだめで。

B のう、うう、光明はあるんじゃ、光明は。

A 意気地なしではいけない。意気地なしでは。

B のう。(岡部、八秒間泣き声)

A そこの状況を言えというのじゃない。何となく、どうしたんじゃというだけでええ。

B それだけでええんだ。

B どこから入ったんか。山根へ、どこから入ったんか。

A 何と何をどうしたんだ。それだけでええ。

B それだけでええ。

A すがってみい。

A 親の気持になれ。ぼくを親と思いなさい。のう、すがりつく気持になりなさい。

B 甘えてみなせ、甘えてのう。山根はどこから行ったんじゃ。

岡部 あんな、腹が、腹が痛い。腹が、腹が。

A もう話されんようになったか。

B 苦しいか、頑張らにゃいけんで。

岡部 苦しい。

B よし、わしをつかめ。

B 手でこうやってみい。手を、うう。

岡部 つまらんで、水をくれ。

A 頑張れ、のう。わかる、お前の気持はわかる。お前がそういうふうになったのもわかる。君だけの罪じゃない、社会の罪だ、これは。のう、それがわからんか。ええか岡部君……

……

以上は録音のほんの一部だが、取調べの実態がよくわかるであろう。声の感じは、Aはきびしい調子で、Bはやさしくて甘い。この二人がセットになって、交互に責め立てる。

冷静にこのやりとりを読んでみて、ひとはどう思うだろうか。

岡部の意思に反して、いかに執拗に自白を求めているかが歴然であろう。憲法三十八条一項には「何人も自己に不利益な供述を強要されない」との規定があるが、このやりとりが、強要であると裁判では認められた。

午前九時、十時ごろから取調べが始まり、深夜までこのように、「話せ」「思い切ってしゃべりなさい」「意気地がない」「甘えて話せ」と、同じような自白を促す言葉が絶え間なく岡部を責め立てたわけだ。これではたまったものではない。

しかも、この録音テープは警察側の都合の悪い箇所はすべて消されているといわれるが、それでも、ところどころ岡部の長いすすり泣きや「あかん」「苦しい」という訴えがいくつか記録されている。このような泣き声や苦痛の訴えが何によって起きたものかは、公判での岡部の証言によって明らかとなった。この取調べの内容は「暴力と脅迫以外のあらゆる工夫によって懐悔と更生の道に立ち帰るような説得」といえるであろうか。岡部の意思とは関係なく、自白を強要しているといっても過言ではあるまい。最高裁は「この自白には任意性がない」として差戻しにしたのである。

岡部は一九五五年（昭30）十月十九日に、殺人とは別件の、マンホールの蓋一個を盗んだという窃盗容疑で別件逮捕された。以後、翌年三月三十日に本件の強盗殺人で追起訴されるまで、約半年間にわたって、ほとんど毎日、このテープめような調子で追及されたのである。この間、岡部の弁護人選任権は侵害されたままであった。

しかも、この録音テープの裏では“説得”どころか、激しい拷問が岡部に自白をするまで加えられていた。八海事件で山口県警の拷問体質はマスコミのきびしい批判を浴びた。それにも懲りずに、さらに巧妙な、あらゆる種類の拷問が容赦なく加えられていたのである。

岡部が法廷で証言した拷問は、次のようなものであった。

- ①取調べ時間中、正座させておいて足がしびれて動けなくした上で、髪、肩をひっぱったり、ひざの上に乗ったりする。
- ②両側からひざを蹴りつける。
- ③竹刀、竹ぼうきを正座している足の中に入れる。
- ④鉛筆を指の間に入れてねじる。
- ⑤頭に柔道の帯をしばりつけ、その端をズボンの後ろにくくりつけて、体をひきそらせておく。
- ⑥座敷ぼうきで顔を逆さにすり上げたり、鼻を指ではじき、また、両耳を両側から二人の刑事が声をかけあいながら反対方向にねじあげる。
- ⑦寒い時にシャツを頭まで上げさせて、やかんで首すじに水をたらし、うちわ、扇風機であおいで冷やしたり、金属製の盆をおしついたりする。

こうした拷問を加えて無理やり口を開かせる。そして、取調べは朝の九時ごろから、翌朝の三時、四時までぶっ通しで行われた。疲労と不眠で頭はもうろうとし、肉体的に疲労の極限まで追い込まれる。知らないことを知らないと押し通す気力はなくなる。あとは取調べの刑事のいうがままに自由に操れるわけだ。

岡部がどのように強盗殺人を犯したかの、犯行の具体的なプロセスはこうしてできあがっていく。岡部の公判での証言から、それをみると、

「とにかく、調書になるまでには、何回と言って同じことを、一昨日もちょっと申しましたが、取調官が三組ありまして、そこで前の組の者がヒントを与えておくんであります。そして、次の組の者が『大体お前あれらに話したじゃないか、さあ次を話せ』と言って、前に教えたヒントを与えてくれるわけです。そういうことを三日も四日も同じことをくり返して言って、大体、警察の思うつぼに行った時に、初めて調書を取るぞというふうな調書のとり方でありました。それで、様子がわからないから、ああいうふうにならぬ、手間がかかったわけでありまして」

また凶器である鍬を使ったというヒントは次のようにして岡部に与えられた。『お前、何で殺したか』と、それで毒とピストルと出刃包丁と、こういうふうな、今までに小説とか犯罪があったことで知っておるようなものを全部言うていったわけなんです。そしたら、違えば『しっちゃって、うそを言うのか』と

くらわされるんです。それで次から次へと行って、最後に言ったのは『百姓家にあつて、毎日使うちよるじゃないか、牛のだやの回りにあるじゃないか』というので、牛のだやにあるものを全部、『草刈鎌と、どうがね、鎌とまき割り、なた』というふうにかけちよるものをみな言うていったわけでありませう。それで『つるはし鋏』と言つたら、『それみい、言つたじゃないか』と、それで鋏で人間を殺すようなことがあるじやろうかと、自分もたまげたわけでありませう。それもいっぺんじやなしに、二日も三日もかかるわけです。それを一つ当てるのに、ひどく苦勞するわけです」

「(どんな種類のダンスが被害者宅にあつたかについては) 私のうちとか、隣近所とか、大体どういふ家具類があるのか、ということを考えて、そうして、みんな言つていったわけです。そしたら、その間に、現実にあつた必要なものだけを警察が、そらみい、ダンスがあつたらうが、鏡台があつたらうが、机があつたらうというふうに、向うが言うて端から、ある場所へ収めていったわけです」

「誘導するわけでありませう。それで、私は端から、そこに、そういうものがあつたんだな、ということがわかつてきたわけなんでありませう。特に言つておくのは、当時は無条件でありますから、なんとかお気に入るよきに合わせよう、合わせよう、というのが、いっしょうけんめいでありませうから、そうして拷問から逃れて一時も早く起訴さして、裁判に持つていって、裁判で白、黒をただしたいというのが、いっしょうけんめいですから、かういふふうに、みんな向うの言いなりになつて合はしていったのでありませう」

事件は、当然犯人も知つてゐるが、犯人以上に知つてゐるのが捜査員である。犯人は一瞬のことだし、気分も動転してゐり、犯行のすべてを覚えてゐるわけではない。逆に、捜査員は時間をかけ、犯行現場を詳細に観察し、被害者の殺された状況から、血液の飛散、物色、脱出の状態まで克明に調べるから、犯行の全体像という点では警察のほうがよく知つてゐる。

自白調書は犯人の一方的な話を書いていくのではない。逆に、仁保事件の録音テープをみてもわかるよきに、被疑者と捜査員があれこれ被疑者から聞き出して、自分の頭でまとめて、調書に書く。調書を書くのは、あくまで捜査員である。

調書は印刷物でできてゐり、被疑者の名前、住所、年齢の記載欄、何月何日に次のよきに供述したと印刷されてゐる。さらに、末尾には、「右の通り録取し、読み聞かせたところ、誤りのないことを申し立て署名印(指印、または押印)した」と印刷してある。極端にいへば、警察官が一方的に自分の思ふ通り書いて、最後の指印、押印だけを被疑者につかせれば、これで自白調書はできあが

る。

しかも、これまでの冤罪事件をみると、このような自白調書が多いのである。被疑者がいくら否認しても、警察官はすべてを知り尽くしており、仁保事件の場合に見たように、何も知らない被疑者に一つ一つヒントを与えながら、自白のつじつまを合わせていく。シナリオはすでに警察の手によってできあがっており、あとは被疑者にその通り口真似を強制するわけだ。

仁保事件をみてもよくわかるように、自白はどのようにでも作り上げられる。そのために、警察はあらゆる手段を講ずる。

仁保事件は一九五四年（昭 29）という少し古い事件だが、一九七三年（昭 48）九月に起きた東京都立富士高校放火事件をみても、自白製造過程はまったく変わっていないことがわかる。

この事件は中野区弥生町の都立富士高校で一九七三年九月二十二日から十月末にかけて、計三回の不審火があった。警視庁は放火事件とみて捜査、十一月二十四日に当時同校定時制一年生だった K 君を放火の疑いで逮捕した。（K 君は一九七五年三月七日、東京地裁で無罪になった）

この事件をふり返ってみると、無実のものを自白へ追い込む手口がいつそう巧妙になっていることがわかる。取調べの実態をみると、これでは誰でも自白に落とし込まれるのではないかと、ハダ寒ささえ覚える。

仁保事件では拷問や深夜までの長い取調べなど、外的な圧力による自白強要だった。それから約二十年たった富士高校放火事件の取調べでは、被疑者を自白に追い込む主因は、相手の弱点を責める方法であった。

K 君には人に知られたくない秘密があった。K 君は同性愛的傾向を持っていたのである。警察はここぞと K 君の弱点を責め立てた。相手は社会的にも相当地位の高い人であった。K 君とは十年ほどつき合いが続き、年齢差も父子ほどあるため、肉親のような愛情で結ばれていたのである。警察は同性愛と聞いて、異常者として K 君を扱った。「おかま野郎」と口汚なくののしって、相手の A や、その家族を取調べると脅した。

「お前と A との関係を新聞、テレビで発表するぞ」「そうすると、A の社会的地位も名誉もおしまいだ」と、K 君の痛いところを責め立てた。K 君は放火を否認していたが、この脅迫的な言辞に自白へと追い込まれていった。

このような弱点への攻撃とともに、この事件では、記憶の混乱を利用した催眠術的詐術も自白誘導のテクニックとして利用された。K 君が否認を続けていると、取調べの捜査官は次のようなトリックをかけてきた。

「人間は酒を飲むと、やったことを全部忘れてしまうのだから、お前も自分では放火など絶対にしていないと言っているが、無意識のうちにフラフラ起き出

して知らない間に放火をし、アパートに帰って寝てしまったのだ」

という。捜査官はこのことを何度もくり返した。

「お前は酒を飲んでいたんだ。だから寝たあとの記憶もないんだ。だから起き出して学校に行ったことも忘れてるんだ。」

と、K君の記憶の混乱から一歩踏み込んで“洗脳”したのである。何度も同じことがくり返されるうちに、K君も自分の記憶が間違いで、そうかも知れないと思いはじめた。これをテコにして捜査官はさらにK君を詐術にかけた。

「お前は学校へ行ったことも放火したことも記憶がないというが、放火したかしないかどちらでもいいから、もしお前が富士高へ行って放火するなら、どうするか考えてみろ」

捜査官はこういって、K君に説明を求めた。K君はあれこれ考えながら、自分が犯人になったとの仮定の上に立って説明した。K君としてなるべく警察の捜査に協力して二日も早く放火の真犯人をつかまえてほしい願いもあった。K君が具体的な図を書いて、「仮定」の上で話したことが調書に作成された。K君に捜査官は署名と指印を求めた。

「私は何も考えずに署名指印をしてしまった。そのあと、すぐ冒頭に『私がもし放火をするのなら』という前提がなかったことに気がついた。しかし、朝からの取調べでくたくたに疲れていたもので、抗議する気力もなかった。ともかく早く留置場へ帰り、休みたかった。私はこの調書が捜査の“参考”になるものだと思っていて、まさか、これがあとで、私の“自供の証拠”として使われるとは思わなかった」

とK君は書いている。自白調書のインチキ性、どうにでも作ろうと思えば作られる一端がここにも現れているであろう。

こうして、自白調書が作られても、その過程は取調官と被疑者の密室の中での行為なので、なかなか外部の人間にわからないし、裁判官も理解できない。冤罪がまかり通る原因はここにある。表面上つじつまの合っている自白調書はよほど慎重に検討しないと、警察の自白誘導テクニックのほうが、裁判官の自白調書過程を見破る目以上に進んでいるのである。

最後にもう一つの事例をあげよう。仁保事件は死刑から一転、無罪になったケースだが、真犯人は現れなかった。富士高校放火事件も、真犯人は不明である。

ところが、愛知県の半田署誤認逮捕事件は、真犯人がその後に現れ、自白調書がいかにインチキだったかが完全に証明されたケースである。事件にまったく関係ない人間でも自白をさせられることが、この事件をみると、さらによくわかる。



この事件は一九六七年（昭 42）六月二日に起きた。愛知県警半田署で当直の彦坂巡査が何者かに刺殺されたのである。同県警は地元の不良グループ「風天会」のメンバーがこの日、同署に傷害容疑で逮捕されており、トラブルがあったことから、風天会会員の犯行と速断した。しかも、彦坂巡査が「黒い車で来た」と言い残し、風天会の事務所の前には黒色の車が停まっており、ボンネットがまだ温かかった。

愛知県警は風天会員をつぎつぎに傷害などの別件容疑で逮捕した。さらに本件の殺人、傷害致死で約半年間にわたって執拗に取調べ、自白させ、同年十二月十五日に七名を送検したのである。この間、自白によって、凶器を捨てたという半田泊地の海岸を二十数回にわたって大がかりな捜索を行ったが、凶器は発見されなかった。

ところが、事件を送検した六日後に、真犯人が自首してきたのである。風天会のメンバーは事件に関係なく、真犯人は別の少年であった。

愛知県警の明白な誤認逮捕が証明されたのである。それも七人も誤認逮捕したという、同県警始まって以来の大黒星となった。「前代未聞の人権侵害」として、日本弁護士連合会、愛知県議会でも大きく取り上げられた。責任をとって、同事件の捜査本部長の同県警刑事部長は退職、捜査一課長、同四課長、鑑識課長は配転、半田署長、同署次長はそれぞれ辞職した。

それにしても、まったく事件に関係ない風天会の七人は、どうして自白したのか。いや、自白へと追い込まれていったのだろうか。

いずれも別件容疑で逮捕された後、長期間拘留され、その間、午前十時ごろから午後十時、場合によっては午前零時過ぎまで長時間にわたって取調べを受けた。連日にわたる長時間の取調べで精神的にも肉体的にも疲労困ぱいして、彼らはウソの自白をしたのである。七人はウソの自白をした理由を次のように話している。（日弁連編『捜査と人権』）

「毎日、三、四人の係官から取調べを受けた。取調室には彦坂巡査の写真と戒名がはられ、その前で一時間ほど正座させられた。足をくずすと『足をくずすな』と怒られ、『お前が犯人なのだから自白せよ』と追及された。約六カ月間、否認したが、精根つき果てて、弁解しても通らぬと観念してウソの自白をした。公判では真実がわかるだろうと思った」

「真夏の暑い時、取調室で正座させられ、家族との接見もできず、連日追及されたので、弁解しても聞き入れてくれず、やけくそになり、そんなに犯人に仕立てあげたいなら勝手にしろというみじめな気持から、警官を刺殺した旨の上申書を書いた。これは経験しないことだから、全然知らないことであったが、一ヶ月余りの取調べ中に、こうではないか、ああではないかという厳しい追及を受け、警察の描いている筋書が大体判っていたので、その通り書いた。上申

書を書いた翌日、係官がきて、すでに作り上げた調書を示し『この通りだろう、指印しろ』というので指印した」

「初めの二カ月は否認したが、他の者の自白調書を見せられ、連日、『お前がやった』とくり返して追及されるうちに、すっかり頭が振乱し、自分はやっていないと思っているが、本当はやったのではないかと思うようになったり、弁解しても取り合ってくれないので、やけ気味で、法廷で本当のことを言えばわかると考えて自白した。凶器の捨て場所は一度行ったことのある川を思い出して、デタラメに書いた。その後、係官から『凶器の捨てた場所がデタラメだ』と言われたので、『ウソを書いたのだから出るはずがない』と自白を撤回し、真犯人が出てくるまで否認し続けた」

以上、少年たちの自白への経過を眺めると、仁保事件、富士高校放火事件と共通する要因が浮かんでくる。

第一は暴力、拷問である。殴ったり蹴ったりする古典的な拷問は表面的に姿を消したとはいえ、長時間正座を強いる、髪の毛を引っばったり、体にキズなどの拷問の証拠が残らないような巧妙な暴力は、相変わらず続いている。

第二は長時間にわたっての取調べである。午前九時、十時ごろから、深夜午後十時、十二時近くまで、入れかわりたちかわり取調べられる。これが連日続けば、調べられる側は睡眠不足と尋問による疲労でまいってしまう。

第三は相手の弱点を責めるなどの巧妙な自白の誘導が手をかえ品をかえて行われる。なかには記憶の錯乱、一種の催眠術的なトリックをもかけてくる。

第四は、いくら否認を続けてもダメだという絶望感を本人に与える。とにかく警察では否認しても通らないので警察のいう通り認めて、裁判になってから否認しようという気持にさせる。警察が、その通りすすめるケースさえある。

第五は、それまでの調べの過程で、事件の細かい点までヒントを与えて、自白できるように仕上げている。

このような冤罪の構造的な問題が自白へと収斂する。自白調書の背後には、あらゆる違法な捜査手段が巧妙に隠されている。それを十分暴露することなく、冤罪の根絶は不可能である。

あるベテラン刑事は、このような冤罪の原因をはっきりこう指摘している。

「一切、外部の人間と隔離してしまっていて、さんざん拷問、精神的圧迫を加えて、肉体的にも相当マイっているところで『やっただろう』と行って、『はい』と答えさせれば、それでいい。“私はどこそこで何を致しました”と書いておいて、判をつけと言えば、これで自供になるんです。本当の自供をできるわけがないですよ」

「はっきり言って、自供はしなくてもいいんですよ。せめられて仕方なしに『は

い』と言えば、『暴行をやりました』と書いて、指を持って署名させるんです。やってないものを調書にある通りに言うわけがない。言わなくてもいいんですよ。調書さえとれば。警察の作文ですよ」

自白のインチキ性、それが結局は“警察の作文”であることをはっきりと認めているのである。自白調書の何たるかの一端は、これらのケースから理解できるであろう。自白調書が細部にわたるまで具体的に作られていても、それにピッタリ一致する物的な証拠が伴っていなければ、一概に信用するわけにはいかない。

真犯人しか知らないという事実が自白調書に記載され、それを証拠に警察側が自白の信用性を強調するケースも、よほど注意しなければならない。幸浦、二俣事件、近くは財田川事件などで、この“真犯人しか知り得ない事実”が、結局、警察側が知っていてデッチあげの証拠にした例も、冤罪にはしばしばみられるからである。

さて、こうした自白調書の虚構をいちばん鋭く見抜かなければならない裁判官の役割について最後にふれよう。警察がこうした自白調書のインチキをしても、裁判できびしくチェックされれば警察も反省し、改まるであろう。

ところが、残念なことに、裁判官も具体的で詳細な自白調書にだまされる。それができあがるまでの違法な数々の点を見抜けない。冤罪をチェックすべき裁判官が見過ごして、無実の死刑囚や有罪で泣く人が絶え間なく出ているのが現状である。

ある冤罪事件に専念している弁護士はこう歎いた。

「われわれから言うと、警察のやり口はわかっているんです。ところが、裁判官にはそれがわからん。これが日本の裁判の欠点なんです。自白調書を読むと、心から後悔して述べたように受け取る。警察がもっとひどいことをいくらでもやっていることは、われわれにはわかっているのだが……」

一九四九年（昭 24）八月十七日、東北本線松川・金谷川間で起きた列車転覆事件は、松川事件として有名だが、この事件では被告二十人が裁判にかけられ、第一審では死刑五人、無期懲役五人、第二審では死刑四人、無期懲役二人という恐るべき誤判事件となった。一九六三年（昭 38）九月十二日、最高裁は検察側上告を棄却して、差戻審での判決を支持、全員の無罪が確定した。

この松川事件では、赤間勝美という十九歳の少年の自白が発端となって、イモゾル式に関係者が検挙されたのだった。警察は赤間が婦女暴行をしたと責め、あらかじめ狙いがつけられていた東芝工場や国鉄の労働組合員の犯行という筋書きにそった自白をしないなら、婦女暴行の実演をやらせると脅して、無理やり自白調書をとった。長時間の調べで睡眠不足と疲労で困ばいた少年は警察

に迎合した。

裁判所は次のような論理で、赤間の自白が任意になされたもので信用できるとした。裁判官の洞察力、事実認定の実態は、この判決文、自白を見破る力に集約されている。

「赤間の検挙後、自白まで約八日しかたっていない。このことも自白の任意性を認めるべき一資料として看過できない。赤間が**本件の如き事件で有罪になれば死刑、無期又は相当長期の懲役刑に処せられることは警察官から教えられるまでもなく、知っていたが、それでもなお自白したものであることは……明らかである。**いかに、年少にして、浅慮な赤間だといっても自分一人だけではなく、他の七、八人に及ぶ人までがそのようなことになるという事柄を仮りに強制があったとしても、短時日内に、虚構の自白をすることは考えられない。やはり、それを自白したことは強制による見るよりは、**真実そのことがあったから任意に述べたと見るのが相当である。**

もとより、世上には、重大犯罪についても、虚構の自白をした例が絶無ではない。しかしながら、かくの如き重大な犯罪について短時日に自白したことは、特別の事情がなければ、強制による虚構の自白と認めるよりは任意にもとづく真実の自白と認めるのが妥当であることは明らかである」(太字・筆者)

裁判官には自白調書の裏に隠された取調べの実態が見えないのである。

自白までの日数が短いとか長いの問題は、拷問や自白強要のきびしさに比例するであろう。多くの冤罪事件でも、やってもいないのにわずか一、二日で自白したケースは枚挙にいとまがない。重大事件、死刑や無期になる事件では人は簡単にウソの自白などしないものだという、裁判官の誤った前提がここにみられる。

ところが、仁保事件の岡部が、「裁判官は天皇陛下のようにえらいお方と信じとった」と話しているように、警察のウソの自白調書を何とか晴らそうと、裁判官を信じて、大きな期待をかけているのである。拷問や自白強要の苦しさに耐えかねて自白したが、公正である裁判でまさかこんなウソの自白調書が認められるはずはないと、裁判へ最後の望みをかけているのである。

自白のこのカラクリに裁判官がだまされるうちは、いつまでたっても冤罪はなくなるまいであろう。

(つづく) <禁転載>©